公　　表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和４年２月２４日

岩倉市監査委員　内　藤　　充
岩倉市監査委員　関　戸　郁　文

指定管理者監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項に基づく公の施設の指定管理者監査

第２　監査の目的

指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

第３　監査の対象

対象施設	岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家 （以下「希望の家」という。）
対象事業者	コニックス株式会社 （以下「コニックス㈱」という。）
担当部局	教育こども未来部 子育て支援課
監査の範囲	・平成31年４月１日から令和３年３月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務 ・指定管理者指定の手続に係るものは、上記以前の期間を含む。

第４　監査の期間

令和３年11月26日から令和４年１月21日まで

第５　監査実施場所

監査委員事務局室及び希望の家

第６　監査の実施内容等

監査の実施に当たっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書等の出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、事業者へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかに主眼を置いて監査を実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

第７　監査の着眼点

【 コニックス㈱ 】

（１）協定書に従い施設を適切に管理しているか。
（２）現金の管理及び使用料の請求、減免の手続は適正になされているか。
（３）指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
（４）指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
（５）実績報告は適時行われているか。
（６）市民サービスの向上が図られているか。

【 教育こども未来部 子育て支援課 】
（１）指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。
（２）指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
（３）経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
（４）「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

第８　監査の結果及び意見

希望の家の指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、担当部局の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【 指定管理者（コニックス㈱ ）】

（１）協定書に従い施設を適切に管理しているか。

平成31年３月29日付で指定管理者から提出された令和元年度分の「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家に係る事業計画書」において、岩倉ボランティアサークルとの共同開催事業に係る令和元年度の活動計画は記載されていたものの、自主事業については「９月以降の自主事業活動計画については今後新たな活動も予定しておりますが、活動決定次第市との協議の上提案致します」とされていた。その後、指定管理者は令和元年度の自主事業の活動計画書は提出していなかったが、自主事業を実施していた。岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第18条で、年度開始までに市に事業計画書を提出するよう定めているのは、市が事業の内容をあらかじめ把握するとともに、計画的な事業の企画立案、施設管理が行われているか確認するためであると考えられるので、今後は、このようなことがないよう注意してほしい。

その他については、施設は、協定書に従い概ね適切に管理されていた。

（２）現金の管理及び使用料の請求、減免の手続は適正になされているか。

施設の利用料金等の授受があるため、日々の業務に必要な釣銭等の現金を一定期間保有しているが、施錠し適切に保管していた。

希望の家の使用料は、青少年宿泊研修施設設置管理条例別表第２で「宿泊のため利用する場合」と「研修等のため利用する場合」に区分され、それぞれ時間帯、利用者の年代ごとの使用料を定めている。また、市外の者の利用については、同表備考１で「市外（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町及び扶桑町を除く。）の者が研修施設を利用する場合は、上記使用料の100％相当額を加算して得た額を使用料とする。」と定めている。

指定管理者は、市の承認を得て、希望の家の利用料金の額を別表第２と同じ内容としている。しかし、指定管理者は、市外利用者に利用料金を請求する際「研修等のため利用する場合」は使用料の100％相当額を加算して得た額を請求しているが、「宿泊のため利用する場合」は100％相当額を加算して得た額を請求していない。別表第２において、市外の利用者に対して「宿泊のため利用する場合」と「研修等のため利用する場合」で100％相当額を加算するかどうかは区別していない。従って、指定管理者は、市に承認を得た利用料金の額と異なる額を請求している状態になっており、市もそれを従前からの取扱いということで容認していた。

利用料金の減免については、青少年宿泊研修施設設置管理条例第10条、岩倉市青少年宿泊研修施設の管理及び運営に関する規則（以下「青少年宿泊研修施設管理運営規則」という。）第６条及び別表並びに基本協定書第11条及び同協定書に定める岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）６(2)（利用料金の徴収、管理等）に規定されている。

また、青少年宿泊研修施設管理運営規則別表に利用料金の減免についての基準があり、同表第３項では「市が財政援助をする各種団体が、その活動のため使用する場合の減免率は50％」と規定されている。指定管理者は、同項の減免基準に該当するかの確認をあらかじめ市から提供を受けた減免の対象となる団体が記載された一覧表に基づき確認しており、この一覧表にない団体から減免申請が出された場合は、その都度市に照会しているとのことであった。

また、別表第４項では、「その他市長が公益上必要があると認める団体が使用する場合の減免率は50％」と規定されており、この規定を適用して減免とした団体が１団体あった。この減免をした際、基本協定書第11条に基づき、指定管理者は、あらかじめ市と協議を行っていた。

（３）指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第３条第２項の規定により、２期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

（４）指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ他の事業との会計区分は明確になっているか。

日常業務に使用している収入帳簿を確認した。利用料金の収受は業務に従事する指定管理者の複数の社員で行い、管理責任者である指定管理者の社員が記帳内容と現金の一致を確認していた。指定管理業務に係る出納は専用の通帳で管理され、他の事業の会計と区分して管理していた。

また、指定管理に係る支出帳簿についても確認した。支出帳簿を作成するための会計システムにおいて支出の都度その支出に該当する科目に振り分けることができず、年度末の実績を集計する際に１年間の支出を手作業で科目ごとに振り分けていた。したがって、支出の時点での科目ごとの支出済額が分かる「帳簿明細」を備えた管理がされていなかった。指定管理者によれば、これは、会計システムを更新したことにより生じているとのことである。「帳簿明細」がない状態で適正な実績報告を行うのは多大な労力が生じるし、ミスも生じやすい。まずは、会計システムで支出を入力する際に科目ごとの振り分けができるようにするとともに、令和２年度以降の収支に係る「帳簿明細」を作成し、より適正な予算執行を確保することができる仕組を構築していただきたい。備品購入費等一部の支出科目において、当該年度の決算額が予算額を上回る支出があったが、このことで、予算を正確に見積もることにつながると考える。

（５）実績報告は適時行われているか。

基本協定書第18条の規定に基づき、事業報告書は、年度終了後30日以内に提出されていた。

ただし、実績報告書中の決算報告書の記載内容について、年度初に収支計画書で示した予算額と決算報告書の予算額が一致しておらず、指定管理者が市から収受した指定管理料の額が正しい額になっていないという複数の誤りがあった。

指定管理に係る市への実績報告書の提出は、地方自治法第244条の２第７項及び岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条に規定された指定管理者の義務である。指定管理者に管理を行わせている公の施設の管理の適正を確保すべく、指定管理者による管理の実態を市が把握するために設けられたものであるが、年度初に収支計画書で示した予算額と異なる予算額を記載し、かつ、実績額の一部に誤りがある決算報告書が提出された場合、市は、当該年度中の予算の執行の結果が予算に照らして適正であったかどうかの確認や、予算の執行が適法、公正、能率的、合理的に行われ、利用者のサービスの増進に役立ったか等指定管理の効果を測ることができなくなる。

この事務上の誤りの原因は指定管理者にあるが、指定管理者を監督する立場の市にも責任はある。市は、実績報告書を受領する際にこの記載内容を確認していたのであろうか。これらの誤りは、受領時に確認をしていれば、容易に気づくことができるものである。市は、先に述べた実績報告書の意義を十分に理解して、提出された実績報告書の内容をきちんと確認してほしい。

（６）市民サービスの向上が図られているか。

指定管理者は、自主事業の参加者へのアンケートを行い、施設の使いやすさ、接遇等の満足度を評価していただくとともに要望を聴き改善に努めている。また、玄関ホールに意見箱を設置し、施設に対する意見や要望の把握に努めていた。

令和２年度には、希望の家を利用する２つの団体の代表者を委員に選出し、意見を聴く利用者会議が１回開催されていた。ここでは、施設や備品への改善要望や、その他の個別の課題について協議され、意見等の把握に努めていた。

また、指定管理者は、「にこにこ体験教室」「にこにこ手作り教室」と名付けた自主事業を開催していた。その内容は「藍染め」「軍手書道」など創意・工夫にあふれており、参加者から好評を得ていた。また、岩倉ボランティアサークルと共催した事業も実施しており、市民サービスの向上が図られていた。

（７）その他

監査に際し、希望の家の施設内を巡視したが、清潔で良好な状況となっていた。現指定管理者が管理する以前に希望の家を訪れたときと比べて、施設の清潔さが向上していた。これは、現指定管理者（コニックス㈱）が清掃、警備、設備保全に関する知識、ノウハウを持っており、これを生かした管理を行っていることによるものであると考えられる。また、施設に常勤する管理責任者である社員が施設内の簡易な修繕を自ら行うことで、施設の不具合箇所を極力少なくなるようにしていた。この社員は、利用者に施設に対する親しみを引き出す手作りの木製の看板等を作ったり、施設内に畑を作り収穫した作物を自主事業に用いる等、希望の家の特性を生かすための工夫をしていた。

【 教育こども未来部 子育て支援課 】

（１）指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。平成30年8月20日から同月31日まで募集要項等を配布し、応募の受付を同年９月18日か

ら10月１日まで行ったが応募がなかった。そのため、休館日を増やすなど要件の見直しを行い、平成30年11月５日から同月９日まで募集要項等を配布し、応募の受付を同年11月19日から同月28日まで行ったところ３事業者が公募に応じた。この３事業者に対するヒアリング及び指定管理者選定委員会の意見聴取により指定管理者の候補者としてコニックス㈱を選定し、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項の規定により平成30年12月20日に議会の議決を経て、同条例第５条の規定により平成31年１月８日に指定管理者として告示した。

公募の告示から指定の告示までの手続は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に従い適正であった。

（２）指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

当該指定管理者は、平成31年４月１日から指定管理者として希望の家の管理・運営をしている。当該指定管理者は、他自治体でも多くの施設の指定管理者の実績を持ち、そこで得た経験を当市の指定管理業務に活かしている。

当該指定管理者は、清掃業務等を自社の関連会社が行い、簡易な修繕を自ら行うことで、施設管理に係るコストを軽減させている。施設管理に係る各種委託契約は本部で行い、自主事業の企画、簡易な修繕や消耗品の購入、日常清掃等は希望の家に勤める社員が行う等、効率性を考慮しながら指定管理業務に当たっている。

指定管理者の本部社員は、随時希望の家を訪れ、施設の管理状況を把握し、希望の家に勤める社員と情報共有を図っている。また、この本部社員が市との連絡調整の窓口となっている。

（３）経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

平成31年３月29日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結している。基本協定書及び年度協定書について、次の点について改善を求める。

①修繕について

施設の修繕は、年度協定書第４条により指定管理者が指定管理料により実施するが、１件あたりの費用が30万円を超える修繕については市が実施することになっている。

一方、業務仕様書別表３責任分担表には「施設の修繕の責任分担は事案による。」と記載されている。

このことについて、子育て支援課からは「基本的な建物部分の修繕は市が負担する。」「市と指定管理者が話し合いによりどちらが負担するかを

決めている。」と説明を受けた。希望の家は、供用開始後35年を経過する施設であり、老朽化に伴い生じる基本的な建物部分の修繕を市が行うことは理解できるので、例えば、協定書には、金額での費用負担による区分は残しつつ、基本的な建物部分の修繕を市が行うことを明記する等、その判断基準を明確にすべきである。

②陶芸窯の取扱いについて

希望の家には陶芸窯が設置されており、市民の利用に供され、利用者から利用料金を徴収し、指定管理者の収入としている。

しかし、基本協定書第10条において「乙（指定管理者）は、設置条例（青少年宿泊研修施設設置管理条例）第１３条の規定に基づく利用料金を乙の収入として収受するものとする。」と規定されており、設置条例に規定がない陶芸窯の利用料金を指定管理者の収入とすることはできない。なお、基本協定書では業務仕様書２(2) で主な関連条例及び法令として「岩倉市希望の家陶芸窯利用実施要綱」が記載されているほか、陶芸窯の取扱いについて記載はない。

一方、青少年宿泊研修施設設置管理条例及び青少年宿泊研修施設管理運営規則には陶芸窯についての規定はなく、岩倉市希望の家陶芸窯利用実施要綱において、「利用対象者」「利用時間の制限」「利用許可の申請」「利用料等」「利用の方法」等が定められ、これに基づき利用手続等が行われている。

地方自治法第244条の２第１項は「普通地方公共団体は、（略）公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」とし、この条文について『地方自治法逐条解説（第４次改訂版）』学陽書房　979頁によれば、「公の施設の管理に関する事項を定める条例は、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等につき定める」とある。地方自治法228条第1項は「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定している。陶芸窯に関して条例で定めていないことについて子育て支援課に尋ねたところ、「利用する団体が特定の団体に限られ、利用する際のガス代の実費相当分を指定管理者が受け取っているため、条例に定める予定はない。」と回答があったが、希望の家は、青少年宿泊研修施設設置管理条例第１条に規定するように一般の市民の利用に供するために設置された公の施設である。従って、陶芸窯に関しては、その使用料とともに青少年宿泊研修施設設置管理条例に規定しなければならない。

先に述べたように、指定管理者は、希望の家陶芸窯利用実施要綱第７条に基づき、利用料は「素焼きの場合　１回を８時間限度　2,500円、本焼き

の場合　１回を15時間限度　7,500円」を利用料金収入として収受している。この利用料の額は、指定管理者からのヒアリングによれば、陶芸窯の燃料費の実費相当額と比較して低廉な額になっているとのことである。つまり、利用されればされるほど、指定管理者の費用負担が増えることになる。市は、陶芸窯について条例に位置付けて広く市民の利用に供することができるようにし、その後、必要に応じて指定管理者と協議し、改正後の条例の内容に即して協定書の変更等を行うべきである。

③青少年宿泊研修施設管理運営規則に定める利用許可申請書及び利用許可書の様式について

青少年宿泊研修施設管理運営規則中の「岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可申請書（様式第１）」及び「岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可書（様式第２）」の一部に青少年宿泊研修施設設置管理条例で定める内容と異なる箇所があった。この２つの様式の使用料欄の記載が、現状は「中学生以下200円×　　人」「一般400円×　　人」となっているが、青少年宿泊研修施設設置管理条例別表第２では「高校生以下220円×　　人」「一般440円×　　人」となっており区分及び単価に誤りがあった。（下線は、異なる箇所を明示するために記載）指定管理者の利用料金の関係帳簿を確認したところ、指定管理者は市に承認を受けた額（青少年宿泊研修施設設置管理条例別表第２と同じ額）で徴収しており誤徴収は生じていなかったが、青少年宿泊研修施設管理運営規則はホームページ等を通じ広く市民に周知され、かつ、指定管理者が利用料金を徴収するために基本としているものであり、この内容に誤りがある状態は適切であるとは言えない。早急に青少年宿泊研修施設管理運営規則を改正し、正しい様式に改めるべきである。

（４）「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づく指定管理者、施設所管課及び指定管理者評価等委員会による評価は、令和元年度及び２年度分を確認した。

このマニュアルは、指定管理者の「履行の確認」、「サービスの質の評価」及び「サービスの安定性の評価」を確認する仕組であるが、マニュアルでは「サービスの安定性の評価」を図る指標の１つに事業収支を挙げている。希望の家の事業収支は「市からの指定管理料、利用料金収入、自主企画参加費その他の収入の計」から「施設の管理業務に要する費用、自主事業による費用、一般管理費その他必要となる経費の計」を控除した額が指定管理者の利益になる仕組である。希望の家の指定管理に係る令和元年

度及び令和２年度の利用料金収入と自主企画参加費は、当初見込を下回っている（利用料金収入の減：令和元年度は▲212,200円、令和２年度は▲618,120円。自主企画参加費の減：令和元年度は▲100,000円、令和２年度は▲144,000円。いずれも各年度当初予算との比較）。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための施設の休館、利用人数や利用時間の制限による利用人数の減少や自主企画の中止が生じたことによるものと思われる。指定管理者は、すでに光熱水費の削減、効率的な人員配置等により支出の削減の努力をしていると思われるので、今後支出が減らない中で新型コロナウイルス感染症の影響が続けば収入が支出を下回ることも想定される。そのような事態に陥る前に、市と指定管理者の双方が協議を行い、サービスの安定性の確保に向けた改善策を打ち出していただきたい。

（５）その他

希望の家は、「集団宿泊生活、天体観測、野外活動等を通じて、青少年を自然に親しませ、豊かな情操と健全な心身の育成を図るための研修施設」（青少年宿泊研修施設設置管理条例第２条）である。この規定に基づき、市は指定管理者に対して「希望の家の設置目的の達成及び利用促進を図るための自主事業を実施することができる」（基本協定書第７条）、「施設の設置目的に即した管理を行うこと。」「施設の設置目的を達成するための自主事業の実施に努めること。」（業務仕様書２（１）①・②）と定め、市は、指定管理者に対し設置目的の範囲内での自主事業を求めている。指定管理者は、このことから、主に小学生までの年代を対象とした自主事業を開催してきた。一方、指定管理者のコニックス㈱の説明によれば、コニックス㈱は他自治体の多くの施設で指定管理業務を行っていることから、幅広い年代に向けた自主事業のノウハウを有しているとのことである。希望の家は、平日は宿泊の利用や研修室・調理室の稼働が少ない傾向にある。自主事業の実施により施設の設置目的に反することはあってはいけないが、自主事業について、一般市民を対象とした事業、例えば趣味、文化、芸術など多様な内容を認めることを研究してみてはどうだろうか。現在も、施設の利用申請において、青少年がいなければ希望の家を利用することができないという取扱いはしていないので特段の問題は生じないと思われる。自主事業の範囲を広くすることで、施設が有効活用され、活性化する好循環が生まれる可能性がある。

第９　総括

今回の監査対象は、令和元年度から希望の家の指定管理者として指定されているコニックス㈱及び担当部局である子育て支援課であったが、指定管理

者及び市について、すでに述べたようにいくつかの改善すべき事項があった。その主な内容は、次のとおりである。

指定管理者は、希望の家の宿泊料金については、指定管理者が市に承認を得た「市外利用者には、100%相当額を加算して得た額を利用料金とする」取扱いをしておらず、市もそれを従前からの取扱いということで容認していた。

支出帳簿を作成するための会計システムにおいて支出の都度その支出に該当する科目に振り分けることができず、支出の時点での科目ごとの支出済額が分かる「帳簿明細」を備えた管理がされていなかった。

また、実績報告書中の決算報告書の記載内容について、年度初に収支計画書で示した予算額と決算報告書の予算額が一致しておらず、指定管理者が市から収受した指定管理料の額が正しい額になっていないという複数の誤りがあった

希望の家にある陶芸窯について、協定書の定めに反し、青少年宿泊研修施設設置管理条例に規定がない利用料金を指定管理者の収入としていた。希望の家の陶芸窯については、公の施設であり条例に規定するよう定められているところ、要綱に基づき市民の利用に供していた。指定管理者によれば陶芸窯の利用料金は陶芸窯を使用する際に必要となる燃料費に比して低廉であり、利用されるほど指定管理者の支出が増える状況になっていた。

青少年宿泊研修施設管理運営規則で定める施設利用申請書及び施設利用許可書の様式は、青少年宿泊研修施設設置管理条例で定める内容と一部が異なる誤った状態となっていた。

これらのうち、特に陶芸窯の取扱いについては、現状広く市民に周知される状態になっていないことから公の施設としての役割を果たしていないといえるので、条例を改正する等の対応により、早急に改善することを求めるものである。

一方で、希望の家は民間企業であるコニックス㈱が有する清掃、警備等のノウハウが施設管理に生かされ、清潔に施設を管理していた。また、手作りの看板の設置や、施設内の畑で採れたものを自主事業で活用する等利用者に施設に対する親しみを持たせる工夫が行われていたことは、指定管理者制度導入の目的である「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る。」（平成15年７月17日付総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」）に沿うものであると考える。

希望の家は、岩倉市公共施設再配置計画において、2023（令和５）年度末の指定管理者との契約終了までに、民間等への譲渡を検討するという方針が

示されており、市では国土交通省主催のサウンディング調査※等を実施し、譲渡に向けた検討を進めているとのことである。この現状は理解しているが、一方で、この報告書に示した事項は指定管理者が施設の管理・運営を行う上で重要なことであると考えるので、早急に改善に向けて取り組んでいただくことを望むものである。

希望の家を始めとした市の主な公共施設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年２月下旬から５月末まで休館を余儀なくされた。そして、利用再開後も、利用者数や利用時間の制限、消毒の徹底、万一に備えた利用者の連絡先の把握等、その時々の感染状況等に応じた対応を続けているが、現在もウイルスの変異、拡大が続いており、収束の見込みは立っていない。

この影響で令和２年度は、希望の家の施設の利用者は減少し、予定した自主事業の多くは中止せざるを得なくなった。当分このような厳しい状況は続くと思われるが、利用者の安全の確保を前提としつつ、「宿泊」「天体観測」「キャンプ」「陶芸」といった他の施設にはない希望の家が持つ特性を生かした取組を続け、多くの市民に利用していただくことを願うものである。

※　サウンディング調査…自治体が市有地をどのように活用するかを検討するに当たって、民間事業者の意見や提案を聞いたり、市場性を把握したりと、直接対話を行うことで有効活用法についての具体案を固めていく調査方法

指定管理に係る事業等の概要

１　監査対象事業者の概要

（１）事業者名

コニックス株式会社

（２）代表者

代表取締役　吉田　治伸

（３）住所

名古屋市中村区太閤４丁目６番22号

（４）設立の目的

下記業務の営業

（主な業務）

１．警備業法に基づく警備業務及び防災、防犯機器の販売

２．建築物における電気、空調、給排水、機械設備の運転、保守管理業務及び機器の販売

３．建築物清掃業務及び清掃用資材、機器の販売

（５）設立年月日

1958年（昭和33年）１月13日

（６）従業員数（令和３年11月１日現在）

1,480人

（７）事業内容

・警備業法に基づく警備業務及び防災、防犯機器の販売

・建築物における電気、空調、給排水、機械設備の運転、保守管理業務及び機器の販売

・建築物清掃業務及び清掃用資材、機器の販売

・建築物空気環境測定業

・建築物飲料水水質検査業

・建築物飲料水貯水槽清掃業

・建築物ねずみ、昆虫等防除業

・建築物環境衛生一般管理業

・し尿浄化槽保守点検業

・消防法による消防設備の点検、消防施設工事の請負

・建築の設計、管理、施工及び建築物の営繕工事

・民間及び公共施設の運営維持管理に関する請負並びにそれらに関するコンサルティング

２　指定管理業務の内容

コニックス㈱は、希望の家の指定管理者の指定を受け、平成31年４月１日から次の業務を行っている。

・岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年岩倉市条例第１号。以下「青少年宿泊研修施設設置管理条例」という。）第２条の設置目的を達成するための事業に関する業務
・希望の家の利用の許可等に関する業務
・希望の家の建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
・希望の家の施設に係る経費の支払いに関する業務
・以上のほか、市長が必要と認める業務

（１）指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定		・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例 ・岩倉市青少年宿泊研修施設の管理及び運営に関する規則 ・岩倉市希望の家陶芸窯利用実施要綱	
基本協定書締結年月日		平成 31 年３月 29 日	
指定期間		平成 31 年４月１日～ 令和６年３月 31 日	
選定方法		公募型プロポーザル方式	
指定管理料	予算額	16,170,000 円（令和２年度）	16,085,000 円（令和元年度）
	決算額	16,170,000 円（令和２年度）	16,085,000 円（令和元年度）
実績報告書提出日		令和３年４月 25 日（令和２年度）	令和２年４月 24 日（令和元年度）

（２）協定の内容等（令和２年度）

修繕料	修繕料の費用負担区分	１　年度協定書第４条 ・施設の修繕は、指定管理者が指定管理料により実施する。ただし、１件当たりの費用が 30 万円を超えるものは、市が実施する。 ・指定管理者は、年間の修繕料が 35 万円に満たない場合は、その残額を市に返還する。ただし、35 万円を超えた場合は、市と協議する。 ２　基本協定書中業務仕様書 10 ・施設の修繕の責任分担は、事案による。
	30 万円を超える修繕料（市負担分）の実績	・自動水栓取替修繕　341,000 円 ・多目的トイレ便座修繕　275,000 円※ ・ボイラー室前床修繕　110,000 円※ ・屋上防水部分修繕　231,000 円※ 計 957,000 円 ※　30万円以下の修繕だが、基本的な建物部分の修繕は、年度協定書第４条にかかわらず市が実施していた。
	修繕料の精算額	なし

光熱水費	光熱水費の費用負担区分	指定管理料に含まれる。
	光熱水費の精算額	精算の規定なし
備品購入費	備品購入の費用負担区分	指定管理料に含まれる。
	備品購入の実績	シュレッダー 5,761 円 スチームクリーナー 4,580 円 モバイルプリンター 21,780 円 マネージャーチェア 8,448 円 オフィスチェア 3,828 円 リビング扇風機 10,912 円 アースノーマット 5,724 円 壁掛け電波時計（２台） 9,934 円 ホースリール 4,378 円 会議テーブル（６台） 154,916 円 ビニールスリッパ（50 足） 14,950 円 ブロアバキューム 7,980 円 計 253,191 円
その他	利用料金制度	採用している。 利用料金の額は、青少年宿泊研修施設設置管理条例別表第２の額と同額（令和２年３月 27 日承認）

（３）収支状況（令和２年度）

区分		予算額（A）	決算額（B）	（B）／（A）
収　入		17,385,000 円	16,644,851 円	95.74%
（収入内訳）	指定管理料	16,170,000 円	16,170,000 円	
	利用料金収入	1,000,000 円	381,880 円	
	自主企画参加費	200,000 円	56,000 円	
	その他（自動販売機電気使用料等）	15,000 円	36,971 円	
支　出		17,385,000 円	16,254,560 円	93.50%
（支出内訳）	人件費	9,216,000 円	8,316,042 円	
	報償費	105,000 円	100,000 円	
	消耗品費	200,000 円	881,141 円	
	燃料費（陶芸窯プロパンガス等）	150,000 円	42,189 円	
	光熱水費	1,800,000 円	1,320,793 円	
	修繕料	350,000 円	351,827 円	
	印刷製本費	0 円	30,000 円	
	医薬材料費	0 円	38,600 円	
	通信運搬費	120,000 円	109,732 円	
	手数料	52,000 円	53,000 円	
	委託料	2,252,000 円	2,023,500 円	

	使用料及び賃借料	525,000 円	514,545 円	
	自主事業活動費	880,000 円	410,000 円	
	備品購入費	0 円	253,191 円	
	その他必要経費	400,000 円	300,000 円	
	公課費	50,000 円	50,000 円	
	一般管理費	800,000 円	860,000 円	
	諸経費	485,000 円	600,000 円	

（４）指定管理料の支払状況（令和２年度）

	支　払　額	請　求　日	支　払　日
第１期	8,085,000 円	令和２年４月１日	令和２年４月24日
第２期	8,085,000 円	令和２年10月16日	令和２年10月30日
計	16,170,000 円		

（５）施設利用者数　（単位：人）

年　度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
30年度	1,656	1,467	2,578	2,542	3,268	1,710	
元年度	1,708	1,544	1,554	1,897	2,355	1,929	
２年度	0	0	1,509	1,517	1,049	634	
増減（２−元）	▲1,708	▲1,544	▲45	▲380	▲1,306	▲1,295	
年　度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
30年度	1,989	1,483	2,379	773	473	1,726	22,044
元年度	2,074	2,249	2,831	2,215	925	0	21,281
２年度	1,124	619	737	366	316	616	8,487
増減（２−元）	▲950	▲1,630	▲2,094	▲1,849	▲609	616	▲12,794

※１　平成30年度は、現指定管理者以外の団体が指定管理者として管理をしていた。

※２　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度は令和２年２月29日から同年３月31日まで、令和２年度は令和２年４月１日から同年５月31日まで閉館した。また、令和２年５月31日以降も、利用人数や開館時間の制限等を随時実施している。

【資料】

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例

昭和61年３月28日条例第１号

改正

昭和62年３月30日条例第７号
平成21年３月31日条例第６号
平成23年３月30日条例第10号
平成31年３月27日条例第11号
令和元年９月30日条例第11号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２の規定に基づき、岩倉市青少年宿泊研修施設（以下「研修施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　集団宿泊生活、天体観測、野外活動等を通じて、青少年を自然に親しませ、豊かな情操と健全な心身の育成を図るため、研修施設を設置する。

（名称及び位置）

第３条　研修施設の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（利用時間）

第３条の２　研修施設の利用時間は、宿泊のため利用する場合にあっては午後１時から翌日の午前９時まで、研修等のため利用する場合にあっては午前９時30分から午後９時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条の３　研修施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日及び木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（１月１日を除く。）を除く。）

(2) １月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

（職員）

第４条　研修施設に職員を置くことができる。

（利用の許可）

第５条　研修施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、研修施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第６条　市長は、研修施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

（特別の設備）

第７条　第５条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、研修施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第８条　利用者は、研修施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則並びに第５条第２項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し及び利用の中止命令）

第９条　市長は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理

由があるときは、第５条第１項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

（使用料）

第10条　利用者は、別表第２に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、使用料（宿泊のため利用する場合の項を除く。）を減額することができる。

２　納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

(1) 第９条の規定により市長が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が市長の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

（損害賠償）

第11条　利用者が故意又は過失によって建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第12条　市長は、研修施設の管理を法第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者の指定の手続等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

（指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金）

第13条　市長は、前条第１項の規定により研修施設の管理を指定管理者に行わせる場合に、研修施設の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　利用料金の額は、別表第２に定める使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

３　市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示しなければならない。

４　利用料金の徴収及び還付については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第14条　第12条第１項の規定により指定管理者に研修施設の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第２条の設置目的を達成するための事業に関する業務

(2) 研修施設の利用の許可等に関する業務

(3) 研修施設の建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第15条　第12条第１項の規定により指定管理者が研修施設の管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 利用者等に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(4) 研修施設の建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等）

第16条　第12条第１項の規定により指定管理者に研修施設の管理を行わせる場合は、第３条

の２ただし書及び第３条の３第２項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第５条から第９条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第９条第１項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより研修施設の管理者に変更があつた場合において、変更前の研修施設の管理者により行われた第５条の規定による許可は、変更後の研修施設の管理者により行われたものとみなす。

３　第13条第１項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年岩倉市規則第31号）第４条第１号ウの期間内に納付された利用料金について、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（雑則）

第17条　この条例に定めるもののほか、研修施設の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和61年７月１日から施行する。

附　則（昭和62年条例第７号）

この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第６号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月30日条例第10号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月27日条例第11号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月30日条例第11号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第５条の規定（第６条の改正規定に限る。）及び第６条の規定（別表第２の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例（第６条（照明設備１面に係る部分に限る。）、第７条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

名称	位置
希望の家	岩倉市川井町江崎3819番地１

別表第２（第１０条関係）

宿泊のため利用する場合	和室Ａ（調理室の利用を含む）	午後１時から翌日午前９時まで	高校生以下　１人につき	円 220
			一般　１人につき	440
	和室Ｂ（調理室の利用を含む）	午後１時から翌日午前９時まで	高校生以下　１人につき	円 220
			一般　１人につき	440
研修等のため利用する場合	時間（単位）区分	午前９時30分から午後０時30分まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで
	研修室１	円 1,100	円 1,540	円 1,760
	研修室２	1,980	2,420	2,640
	調理室	1,760	1,980	2,200
	和室Ａ	880	1,100	1,320
	和室Ｂ	880	1,100	1,320
	広場	キャンプをするため利用する場合は、テント1張1泊につき220円		

備考

１　市外（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町及び扶桑町を除く。）の者が研修施設を利用する場合は、上記使用料の100％相当額を加算して得た額を使用料とする。

岩倉市青少年宿泊研修施設の管理及び運営に関する規則

昭和61年６月24日規則第13号

改正

昭和62年３月31日規則第10号
平成21年３月31日規則第４号
平成31年１月18日規則第１号
平成31年３月29日規則第14号
令和３年３月26日規則第13号

（趣旨）

第１条　この規則は、岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年岩倉市条例第１号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、岩倉市青少年宿泊研修施設（以下「研修施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（利用許可の申請）

第３条　条例第５条の規定により、研修施設を利用しようとする者は、その利用しようとする日の属する月の２か月前から利用しようとする日の３日前までの間に岩倉市青少年宿泊施設利用許可申請書（様式第１）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の申請を受理した場合は、その利用目的及び内容を検討し、適用と認めるときは、岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可書（様式第２）を交付する。

（利用の変更）

第４条　前条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、利用期日の３日前までに岩倉市青少年宿泊研修施設利用変更許可申請書（様式第３）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、研修施設の利用の変更を許可するときは、岩倉市青少年宿泊研修施設利用変更許可書（様式第４）を交付する。

（利用許可の取消し）

第５条　利用者が、利用の取消しをしようとするときは、岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可取消届（様式第５）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減額）

第６条　条例第10条第１項の規定により、使用料を減額する場合は、別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第７条　条例第10条第２項の規定により使用料還付の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第２項第１号及び第３号に該当するとき　100％

(2) 岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可取消届が利用日前10日までになされたとき　100％

(3) 岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可取消届が利用日前３日までになされたとき　50％

２　前項の規定により還付する場合は、岩倉市青少年宿泊研修施設使用料還付通知書（様式第６）により通知するものとする。

３　前項の規定により通知を受けた者は、岩倉市青少年宿泊研修施設使用料還付請求書（様式第７）により還付を受けることができる。

（利用者の遵守事項）

第８条　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員を超えて入場させないこと。

(2) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
(3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（利用時間の延長）

第９条　利用者は、利用を開始した後において利用時間の延長をすることができない。

（研修施設の損傷等の届出）

第10条　利用者は、建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに岩倉市青少年宿泊研修施設損傷（滅失）届（様式第８）を提出しなければならない。

（読替規定）

第11条　条例第12条第１項の規定により指定管理者に研修施設の管理を行わせる場合は、第３条から第５条までの規定中「市長」とあり、並びに様式第１から様式第５まで及び様式第８中「岩倉市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　条例第13条第１項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、この規則中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第６及び様式第７中「岩倉市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和61年７月１日から施行する。

附　則（昭和62年規則第10号）

この規則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成21年規則第４号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成31年１月18日規則第１号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日規則第14号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第13号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて使用されている様式は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第６条関係）

使用料減額率基準表		減額率
1	市が主催又は共催する行事等に使用する場合	% 100
2	市内の小中学校が教育の一環として使用する場合	100
3	市内の子ども会、子ども会育成会及び子ども会連絡協議会が活動のため使用する場合	100
4	市が財政援助をする各種団体が、その活動のため使用する場合	50
5	その他市長が公益上必要があると認める団体が使用する場合	50

様式第１～様式第８　略